

～小型旅客船5トン以上の船舶所有者の皆さまへ～

船員法関係手続きのご案内

◇船員法適用について

船員法は、海上における労働者(船員)を保護する観点から、船員と船舶所有者を対象に一定のルールを定めています。

★船員とは？

- 船員 ⇨ 船長
 - ⇨ 海員(船内で使用される船長以外の乗組員)
 - 職員(航海士、機関長、機関士など)
 - 部員(職員以外の海員(甲板員、機関員など))
 - 予備船員(船舶所有者に雇用されているが、船内で使用されていない者)

★船員法でいう船舶所有者とは？

- ①船員と雇用関係にある使用者
- ②本来の「船舶所有者」ではないものの、直接船員を使用する者(＝船員と雇用関係をする者)
 - 船舶共有の場合→船舶管理人
 - 船舶貸借の場合→船舶借入人
 - 船舶所有者・船舶管理人・船舶借入人以外の者が船員を使用する場合→使用する者

★船員法が適用される船舶とは？

船員法が適用される船舶は、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた船舶です。なお、以下の1～4の船舶は含みません(1～4の船舶は労働基準法適用)。

1. 総トン数5トン未満の船舶
2. 湖、川又は港のみを航行する船舶
3. 船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令に定めのある総トン数30トン未満の漁船
4. 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2項第4項に規定する小型船舶であって、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等から特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの

<船員法関係の主な手続き>

◇船員法関係の主な手続きとして以下の申請があります。

船員手帳の交付

必要書類

1. 船員手帳交付申請書（第12号書式）
2. 収入印紙（1,950円）
3. 雇用（予定）証明書 ※雇用関係の無い船主船長は船舶検査証書の写し
4. 申請日前1年以内作成の戸籍謄本（抄本）又は本籍記載の住民票（マイナンバー（個人番号）の記載の無いもの）
5. 6か月以内に撮影した本人の写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm）
6. 申請者が未成年の場合、未成年者の氏名及び本籍、船員となることを許可した旨、船員となることを許可した年月日、法定代理人の本籍及び住所、並びに本人との続柄が記載され、法定代理人が記名した書類



雇入契約の成立等の届出

必要書類

1. 雇入（雇止）届出書（第6号書式）
2. クルーリスト（海員名簿第6表）2通
3. 船員手帳
4. 海員名簿
5. 小型船舶操縦免許証
6. 船員雇入契約書



船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出、その他の手続きについては、〈沖縄総合事務局運輸部ホームページ／船員法手続き一覧〉にてご確認ください。

<https://www.ogb.go.jp/unyu/kakusyu/015453>



<特定教育訓練の実施について>

特定教育訓練

小型旅客船（海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20ト未満の船舶）の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む）は特定教育訓練の対象となります。（※5トン未満の船舶も含まれます。）

特定教育訓練については、〈国土交通省海事局ホームページ／令和6年4月1日以降の特定教育訓練について〉にてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000041.html



【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局 運輸部 船舶船員課
TEL 098-866-1838(直通)